

別表第2 条件並びに保安上及び公害防止上の制限（第7及び第13関係）

基準緩和項目 (数字番号)	条件又は制限 (数字番号)
長さ(001)	<p>1 自動車の後面及び運転者席には、長さを表示すること。(001)</p> <p>2 自動車の後面及びけん引自動車の運転者席には、けん引自動車と被けん引自動車との連結時の長さを表示すること。(021)</p> <p>3 積載物品は、長大又は超重量で分割不可能な単体物品であること。(031)</p> <p>4 ポールを積載して運行する際は、ポールの前端をけん引自動車の荷受台中心より前方へ1メートル、後端をポールトレーラの荷受台中心より3メートルそれぞれ超えて積載しないこと。(036)</p> <p>5 ポールの長さは、12メートル以下とすること。(037)</p> <p>6 ポールの長さは、14メートル以下とすること。(038)</p> <p>7 ポールの長さは、16メートル以下とすること。(039)</p> <p>8 積載するコンテナの大きさは、長さ12.19メートル、幅2.44メートル、高さ2.59メートルとし、国際海上コンテナの輸送及び回送時以外は運行しないこと。(043)</p> <p>9 積載するコンテナの大きさは、長さ12.19メートル、幅2.44メートル、高さ2.89メートルとし、国際海上コンテナの輸送及び回送時以外は運行しないこと。(044)</p> <p>10 積載するコンテナの大きさは、長さ12.19メートル、幅2.44メートル、高さ2.59メートル又は2.89メートルとし、国際海上コンテナの輸送及び回送時以外は運行しないこと。(045)</p> <p>11 自動車の最前端部、中央部及び最後端部のそれぞれの附近に側方から確認できる側方灯又は側方反射器を備えること。(071)</p> <p>12 夜間、ポールを積載して運行する際は、ポールの最前端部附近、中央部附近及び最後端部附近の両側に側方から確認できる黄色の灯火（光度300カンデラ以下）を備えること。(073)</p> <p>13 自動車の両側面には、補助方向指示器を備えること。(075)</p> <p>14 連節バスの前車室及び後車室には、消火器を備えること。(076)</p> <p>15 運行記録計を備え、運行状況の記録をすること。(091)</p> <p>16 けん引自動車には運行記録計を備え、運行状況の記録をすること。(094)</p>

	<p>17 基準緩和による運行は、道路を横断する場合に限る。(167)</p> <p>18 基準緩和による運行は、けん引自動車と被けん引自動車の連結時の長さを21.5メートル以下とし、道路を横断する場合に限る。(171)</p> <p>19 長さの基準を超えて分割可能な貨物を積載し運行する場合の積載物品は、長さ13メートルを超えるものに限る。(172)</p>
幅(002)	<p>1 自動車の後面及び運転者席には、幅を表示すること。(002)</p> <p>2 被けん引自動車の後面には、幅を表示すること。(022)</p> <p>3 積載物品は、長大又は超重量で分割不可能な単体物品であること。(031)</p> <p>4 自動車の最外側附近の前面には橙色の灯火（光度300カンデラ以下）を、後面には黄色の灯火（光度300カンデラ以下）をそれぞれ備えること。(072)</p> <p>5 運行記録計を備え、運行状況の記録をすること。(091)</p> <p>6 けん引自動車には運行記録計を備え、運行状況の記録をすること。(094)</p> <p>7 分割可能な貨物輸送時の積載物品は、基準緩和自動車の認定要領に規定する幅広貨物に限り、緩和事項は幅のみであること。(150)</p> <p>8 幅広貨物輸送時の車両総重量は〇〇〇〇〇kg以下、最大積載量は〇〇〇〇〇kg以下であること。</p> <p>9 幅広貨物輸送時の車両総重量は〇〇〇〇〇kg以下、最大積載量は〇〇〇〇〇kg以下（スタンション装着時の車両総重量は〇〇〇〇〇kg以下、最大積載量は〇〇〇〇〇kg以下）であること。</p> <p>10 スタンションを装着した幅広貨物輸送時には4本の側面スタンションを装着すること。また、その旨を車体の側面に表示すること。(153)</p> <p>11 スタンションを装着した幅広貨物輸送時には6本の側面スタンションを装着すること。また、その旨を車体の側面に表示すること。(154)</p> <p>12 スタンションを装着した幅広貨物輸送時には8本の側面スタンションを装着すること。また、その旨を車体の側面に表示すること。(155)</p> <p>13 スタンションを装着した幅広貨物輸送時には10本の側面スタンションを装着すること。また、その旨を車体の側面に表示</p>

	<p>すること。 (156)</p> <p>14 スタンションを装着した幅広貨物輸送時には 12 本の側面スタンションを装着すること。また、その旨を車体の側面に表示すること。 (157)</p> <p>15 農耕トラクタ又は農作業機の後面及び運転者席には、農作業機装着状態の幅を表示すること。 (175)</p> <p>16 農作業機最外側付近の前面の両側には、白色灯火器（光度 300 カンデラ以下）を備えること。 (176)</p> <p>17 農作業機最外側付近の前面及び後面の両側には、外側表示板を備えること。 (177)</p> <p>18 農作業機最外側付近の後面の両側には、赤色灯火器（光度 300 カンデラ以下）及び赤色反射器を備えること。 (178)</p> <p>19 農耕作業用トレーラの後面には、幅を表示すること。 (179)</p> <p>20 農耕トラクタの後面及び運転者席には、幅を表示すること。 (181)</p> <p>21 農耕トラクタの運転者席には、農耕作業用トレーラの幅を表示すること。 (182)</p> <p>22 農耕作業用トレーラの最外側付近の前面及び後面の両側には、外側表示板を備えること。 (183)</p> <p>23 道路法上の道路の運行にあたっては、道路管理者から特殊車両通行許可証を取得すること。 (184)</p> <p>24 運行に当たっては、道路交通法、道路法及び農道管理条例を厳守すること。 (185)</p> <p>25 けん引自動車は農耕トラクタに限る。 (191)</p> <p>26 積載物品は農耕作業に必要なものに限る。 (192)</p>
高さ (003)	<p>1 自動車の後面及び運転者席には、高さを表示すること。 (003)</p> <p>2 被けん引自動車の後面には、高さを表示すること。 (023)</p> <p>3 運行記録計を備え、運行状況の記録をすること。 (091)</p> <p>4 けん引自動車には運行記録計を備え、運行状況の記録をすること。 (094)</p>
車両総重量 (004)	<p>1 自動車の後面及び運転者席には、車両総重量を表示すること。 (004)</p> <p>2 被けん引自動車の後面には、車両総重量を表示すること。 (024)</p> <p>3 被けん引自動車の後面には、基準車両総重量に単体物品基準緩和車両総重量を括弧書で、基準最大積載量に単体物品基準</p>

	<p>緩和最大積載量を括弧書でそれぞれ併記して表示すること。 (028)</p> <p>4 被けん引自動車の後面には、分割可能貨物基準緩和車両総重量及び分割可能貨物基準緩和最大積載量を表示すること。(062)</p> <p>5 被けん引自動車の後面には、分割可能貨物基準緩和車両総重量に単体物品基準緩和車両総重量を括弧書で、分割可能貨物基準緩和最大積載量に単体物品基準緩和最大積載量を括弧書でそれぞれ併記して表示すること。(063)</p> <p>6 積載物品は、長大又は超重量で分割不可能な単体物品であること。(031)</p> <p>7 基準車両総重量を超えて運行する場合の積載物品は、長大又は超重量で分割不可能な単体物品であること。(020)</p> <p>8 分割可能貨物基準緩和車両総重量を超えて運行する場合の積載物品は、長大又は超重量で分割不可能な単体物品であること。(017)</p> <p>9 被けん引車はバン型であること。(111)</p> <p>10 被けん引車はタンク型であること。(112)</p> <p>11 被けん引車は幌枠型であること。(113)</p> <p>12 被けん引車はコンテナ用であること。(114)</p> <p>13 被けん引車は自動車の運搬用であること。(115)</p> <p>14 被けん引車はあおり型であること。(116)</p> <p>15 被けん引車は固定式スタンション型であること。(117)</p> <p>16 被けん引車は船底型であること。(118)</p> <p>17 分割可能な貨物の輸送時には、4本の側面スタンションを装着すること。また、その旨を車体の側面に表示すること。(121)</p> <p>18 分割可能な貨物の輸送時には、6本の側面スタンションを装着すること。また、その旨を車体の側面に表示すること。(122)</p> <p>19 分割可能な貨物の輸送時には、8本の側面スタンションを装着すること。また、その旨を車体の側面に表示すること。(123)</p> <p>20 分割可能な貨物の輸送時には、10本の側面スタンションを装着すること。また、その旨を車体の側面に表示すること。(124)</p> <p>21 分割可能な貨物の輸送時には、12本の側面スタンションを装着すること。また、その旨を車体の側面に表示すること。(125)</p>
--	--

	<p>22 最大積載量欄及び車両総重量欄の括弧外は基準内とし、括弧内は基準緩和時とする。(066)</p> <p>23 基準緩和による運行は、国際海上コンテナを輸送する場合に限る。(068)</p> <p>24 運行記録計を備え、運行状況の記録をすること。(091)</p> <p>25 けん引自動車には運行記録計を備え、運行状況の記録をすること。(094)</p> <p>26 走行試験以外の目的では運行しないこと。(166)</p> <p>27 基準緩和による運行は、道路を横断する場合に限る。(167)</p> <p>28 分割可能な貨物輸送時の積載物品は、基準緩和自動車の認定要領に規定する幅広貨物に限り、緩和事項は幅のみであること。(150)</p> <p>29 被けん引自動車の後面には、幅広貨物車両総重量に単体物品基準緩和車両総重量を括弧書で、幅広貨物最大積載量に単体物品基準緩和最大積載量を括弧書でそれぞれ併記して表示すること。(151)</p> <p>30 被けん引自動車の後面には幅広貨物（スタンション装着時及び取り外し時）車両総重量に単体物品基準緩和車両総重量を括弧書で、幅広貨物（スタンション装着時及び取り外し時）最大積載量に単体物品基準緩和最大積載量を括弧書でそれぞれ併記して表示すること。(152)</p> <p>31 幅広貨物輸送時の車両総重量は〇〇〇〇〇kg以下、最大積載量は〇〇〇〇〇kg以下であること。</p> <p>32 幅広貨物輸送時の車両総重量は〇〇〇〇〇kg以下、最大積載量は〇〇〇〇〇kg以下（スタンション装着時の車両総重量は〇〇〇〇〇kg以下、最大積載量は〇〇〇〇〇kg以下）であること。</p> <p>33 スタンションを取り外して運行する場合の積載物品は、長大又は超重量で分割不可能な単体物品であること。(161)</p> <p>34 幅広貨物以外を輸送する場合の積載物品は、長大又は超重量で分割不可能な単体物品であること。(162)</p>
軸重(005)	<p>1 自動車の後面及び運転者席には、軸重を表示すること。(005)</p> <p>2 被けん引自動車の後面には、軸重を表示すること。(025)</p> <p>3 被けん引自動車の後面には、基準車両総重量に単体物品基準緩和車両総重量を括弧書で、基準最大積載量に単体物品基準緩和最大積載量を括弧書でそれぞれ併記して表示すること。</p>

	<p>(028)</p> <p>4 積載物品は、長大又は超重量で分割不可能な単体物品であること。(031)</p> <p>5 基準車両総重量を超えて運行する場合の積載物品は、長大又は超重量で分割不可能な単体物品であること。(020)</p> <p>6 けん引自動車の後面には基準最大積載量に基準緩和最大積載量を括弧書で併記して表示すること。(064)</p> <p>7 最大積載量欄及び車両総重量欄は基準内とし、備考欄の第五輪荷重及び車両総重量は基準緩和時とする。(065)</p> <p>8 最大積載量欄及び車両総重量欄の括弧外は基準内とし括弧内は基準緩和時とする。(066)</p> <p>9 基準緩和による運行は、国際海上コンテナを輸送するトレーラをけん引する場合に限る。(067)</p> <p>10 基準緩和による運行は、国際海上コンテナを輸送する場合に限る。(068)</p> <p>11 運行記録計を備え、運行状況の記録をすること。(091)</p> <p>12 けん引自動車には運行記録計を備え、運行状況の記録をすること。(094)</p> <p>13 走行試験以外の目的では運行しないこと。(166)</p> <p>14 けん引自動車の後面には分割可能貨物基準緩和最大積載量に国際海上コンテナ基準緩和最大積載量を括弧書で併記して表示すること。(140)</p> <p>15 被けん引自動車は、最大限に積載した国際海上コンテナを輸送するものでないこと。(141)</p> <p>16 基準緩和による運行は、道路を横断する場合に限る。(167)</p> <p>17 スタンションを取り外して運行する場合の積載物品は、長大又は超重量で分割不可能な単体物品であること。(161)</p>
隣接軸重(056)	<p>1 自動車の後面及び運転者席には、隣接軸重を表示すること。(095)</p> <p>2 被けん引自動車の後面には、隣接軸重を表示すること。(096)</p> <p>3 積載物品は、長大又は超重量で分割不可能な単体物品であること。(031)</p> <p>4 基準車両総重量を超えて運行する場合の積載物品は、長大又は超重量で分割不可能な単体物品であること。(020)</p> <p>5 運行記録計を備え、運行状況の記録をすること。(091)</p> <p>6 けん引自動車には運行記録計を備え、運行状況の記録をする</p>

	<p>こと。 (094)</p> <p>7 基準緩和による運行は、道路を横断する場合に限る。 (167)</p> <p>8 スタンションを取り外して運行する場合の積載物品は、長大又は超重量で分割不可能な単体物品であること。 (161)</p>
輪荷重 (006)	<p>1 自動車の後面及び運転者席には、輪荷重を表示すること。 (006)</p> <p>2 被けん引自動車の後面には、輪荷重を表示すること。 (026)</p> <p>3 積載物品は、長大又は超重量で分割不可能な単体物品である こと。 (031)</p> <p>4 基準車両総重量を超えて運行する場合の積載物品は、長大又は 超重量で分割不可能な単体物品であること。 (020)</p> <p>5 運行記録計を備え、運行状況の記録をすること。 (091)</p> <p>6 けん引自動車には運行記録計を備え、運行状況の記録をする こと。 (094)</p>
最大安定傾斜角度 (007)	<p>1 自動車の後面及び運転者席には、制限速度を表示すること。 (010)</p> <p>2 運行速度は、5キロメートル毎時以下とする。 (051)</p> <p>3 運行速度は、15キロメートル毎時以下とする。 (052)</p> <p>4 運行速度は、30キロメートル毎時以下とする。 (054)</p> <p>5 運行記録計を備え、運行状況の記録をすること。 (091)</p> <p>6 けん引自動車には運行記録計を備え、運行状況の記録をする こと。 (094)</p> <p>7 農耕トラクタ又は農作業機の後面及び運転者席には、制限速度 を表示すること。 (186)</p> <p>8 農耕作業用トレーラの後面には、制限速度を表示すること。 (187)</p> <p>9 農耕トラクタの後面及び運転者席には、けん引時の制限速度を 表示すること。 (188)</p> <p>10 運行に当たっては、道路交通法、道路法及び農道管理条例を厳 守すること。 (185)</p> <p>11 けん引自動車は農耕トラクタに限る。 (191)</p> <p>12 積載物品は農耕作業に必要なものに限る。 (192)</p>
最小回転半径 (008)	<p>1 自動車の後面及び運転者席には、最小回転半径を表示する こと。 (007)</p> <p>2 被けん引自動車の後面には、けん引自動車と被けん引自動車 との連結時の最小回転半径を表示すること。 (027)</p>

接地圧 (009)	1 自動車の後面及び運転者席には、接地圧を表示すること。(008) 2 被けん引自動車の後面には、接地圧を表示すること。(161)
速度抑制装置 (057)	1 高速自動車国道等を運行しないこと。 (077) 2 自動車の前面、後面及び運転者席には、高速自動車国道等を運行しない旨を表示すること。 (078) 3 使用の本拠の位置を有する離島の道路以外の道路を運行(整備等のための運行を除く。)しないこと。 (079) 4 自動車の前面、後面及び運転者席には、使用の本拠の位置を有する離島の道路以外の道路を運行しない旨を表示すること。 (080)
制動装置 (077)	1 農耕トラクタ又は農作業機の後面及び運転者席には、制限速度を表示すること。 (186) 2 農耕作業用トレーラの後面には、制限速度を表示すること。 (187) 3 農耕トラクタの後面及び運転者席には、けん引時の制限速度を表示すること。 (188) 4 運行速度は、5キロメートル毎時以下とする。 (051) 5 運行速度は、10キロメートル毎時以下とする。 (061) 6 運行速度は、15キロメートル毎時以下とする。 (052) 7 運行速度は、25キロメートル毎時以下とする。 (053) 8 運行速度は、30キロメートル毎時以下とする。 (054) 9 運行に当たっては、道路交通法、道路法及び農道管理条例を厳守すること。 (185) 10 けん引自動車は農耕トラクタに限る。 (191) 11 積載物品は農耕作業に必要なものに限る。 (192)
A B S (068)	1 高速自動車国道等（最高速度の指定が80キロメートル 毎時未満のものを含む。）を運行する場合は、60キロメートル 毎時以下で運行すること。 (129) 2 運行記録計を備え、運行状況の記録をすること。 (091) 3 60キロメートル毎時を超える速度で作動する速度警報装置を備え、その警報は運転者及び旅客が確認できること。 (131) 4 自動車の前面、後面及び運転者席には、最高速度60キロメートル毎時以下で運行する旨を表示すること。 (132) 5 A B S を作動不能とするための手動装置の使用は、道路以外の場所に限る。 (139) 6 高速自動車国道等を走行する直前に、乗客に対し、乗車中の安

	<p>全を確保するために必要な措置を周知すること。 (158)</p> <p>7 農耕トラクタ又は農作業機の後面及び運転者席には、制限速度を表示すること。 (186)</p> <p>8 農耕作業用トレーラの後面には、制限速度を表示すること。 (187)</p> <p>9 農耕トラクタの後面及び運転者席には、けん引時の制限速度を表示すること。 (188)</p> <p>10 運行速度は、5キロメートル毎時以下とする。 (051)</p> <p>11 運行速度は、10キロメートル毎時以下とする。 (061)</p> <p>12 運行速度は、15キロメートル毎時以下とする。 (052)</p> <p>13 運行速度は、25キロメートル毎時以下とする。 (053)</p> <p>14 運行速度は、30キロメートル毎時以下とする。 (054)</p> <p>15 運行に当たっては、道路交通法、道路法及び農道管理条例を厳守すること。 (185)</p> <p>16 けん引自動車は農耕トラクタに限る。 (191)</p> <p>17 積載物品は農耕作業に必要なものに限る。 (192)</p>
<u>衝突被害軽減ブレーキ (074)</u>	<p>1 高速道路等を運行する場合は、60キロメートル毎時以下で運行すること。 (130)</p> <p>2 運行記録計を備え、運行状況の記録をすること。 (091)</p> <p>3 60キロメートル毎時を超える速度で作動する速度警報装置を備え、その警報は運転者及び旅客が確認できること。 (131)</p> <p>4 自動車の前面、後面及び運転者席には、最高速度60キロメートル毎時以下で運行する旨を表示すること。 (132)</p> <p>5 高速自動車国道等を走行する直前に、乗客に対し、乗車中の安全を確保するために必要な措置を周知すること。 (158)</p> <p>6 60キロメートル毎時を超える速度で作動する速度警報装置を備え、その警報は運転者が確認できること。 (165)</p>
リアオーバーハング (017)	自動車の後面及び運転者席には、リアオーバーハングを表示すること。 (009)
外装 (075)	<p>1 走行中は歩行者に配慮し、安全運転に努めること。 (148)</p> <p>2 駐車中は車両に人が近づかないよう、措置すること。 (149)</p>
座席 (021)	<p>1 高速道路等を運行する場合は、60キロメートル毎時以下で運行すること。 (130)</p> <p>2 運行記録計を備え、運行状況の記録をすること。 (091)</p> <p>3 60キロメートル毎時を超える速度で作動する速度警報装置を備え、その警報は運転者及び旅客が確認できること。 (131)</p>

	<p>4 自動車の前面、後面及び運転者席には、最高速度 60 キロメートル毎時以下で運行する旨を表示すること。 (132)</p> <p>5 高速自動車国道等を走行する直前に、乗客に対し、乗車中の安全を確保するために必要な措置を周知すること。 (158)</p>
座席ベルト (023)	<p>1 高速道路等を運行する場合は、60 キロメートル毎時以下で運行すること。 (130)</p> <p>2 運行記録計を備え、運行状況の記録をすること。 (091)</p> <p>3 60 キロメートル毎時を超える速度で作動する速度警報装置を備え、その警報は運転者及び旅客が確認できること。 (131)</p> <p>4 自動車の前面、後面及び運転者席には、最高速度 60 キロメートル毎時以下で運行する旨を表示すること。 (132)</p> <p>5 高速自動車国道等を走行する直前に、乗客に対し、乗車中の安全を確保するために必要な措置を周知すること。 (158)</p>
年少者用補助乗車装置等 (076)	<p>1 運行速度は、20 キロメートル毎時未満とする。 (173)</p> <p>2 運転者席には、最高速度 20 キロメートル毎時未満で運行する旨を表示すること。 (174)</p>
車線逸脱警報装置 (073)	<p>1 高速道路等を運行する場合は、60 キロメートル毎時以下で運行すること。 (130)</p> <p>2 運行記録計を備え、運行状況の記録をすること。 (091)</p> <p>3 60 キロメートル毎時を超える速度で作動する速度警報装置を備え、その警報は運転者及び旅客が確認できること。 (131)</p> <p>4 自動車の前面、後面及び運転者席には、最高速度 60 キロメートル毎時以下で運行する旨を表示すること。 (132)</p> <p>5 高速自動車国道等を走行する直前に、乗客に対し、乗車中の安全を確保するために必要な措置を周知すること。 (158)</p>
乗車定員 (069)	<p>1 高速道路等を運行する場合は、60 キロメートル毎時以下で運行すること。 (130)</p> <p>2 運行記録計を備え、運行状況の記録をすること。 (091)</p> <p>3 60 キロメートル毎時を超える速度で作動する速度警報装置を備え、その警報は運転者及び旅客が確認できること。 (131)</p> <p>4 自動車の前面、後面及び運転者席には、最高速度 60 キロメートル毎時以下で運行する旨を表示すること。 (132)</p> <p>5 高速自動車国道等を走行する直前に、乗客に対し、乗車中の安全を確保するために必要な措置を周知すること。 (158)</p>
車幅灯 (030) 尾灯 (034)	<p>1 農作業機最外側付近の前面の両側には、白色反射器を備えること。 (189)</p>

駐車灯 (035) 制動灯 (037) 後退灯 (038) 方向指示器 (039) 側面方向指示器 (040) 非常点滅表示灯 (041)	2 農作業機最外側付近の後面の両側には、赤色反射器を備えること。(190) 3 運行に当たっては、道路交通法、道路法及び農道管理条例を厳守すること。(185) 4 けん引自動車は農耕トラクタに限る。(191) 5 積載物品は農耕作業に必要なものに限る。(192)
その他の灯火等の制限(点滅する灯火等) (042)	1 青色の点滅灯火の点灯は、飛行場の制限区域内に限る。(133) 2 黄色の点滅灯火の点灯は、飛行場の制限区域内に限る。(134) 3 飛行場の設置者等からの有効な証明書を有しなくなった場合は、すみやかに基準緩和の認定の取消しを申請すること。(135) 4 緑色の点滅灯火の点灯は、認定書に記載されている積載物品が長大又は超重量で分割不可能な単体物品を輸送することができる構造を有する幅が3メートル以上のトレーラ又は連結時全長が16.5メートルを超える基準緩和自動車を誘導している場合に限る。(136) 5 誘導する基準緩和自動車を使用しなくなった場合は、すみやかに基準緩和の認定の取消しを申請すること。(137) 6 緑色の点滅灯火の点灯は、幅3メートル以上のトレーラをけん引している場合に限る。(074) 7 緑色の点滅灯火の点灯は、連結時全長が16.5メートルを超えるトレーラをけん引している場合に限る。(138) 8 緑色の点滅灯火の点灯は、幅が3メートル以上のトレーラ又は連結時全長が16.5メートルを超えるトレーラをけん引している場合に限る。(142) 9 青色の点滅灯火の点灯は、港湾事務所等の長が保安巡視の対象として指定した国際埠頭施設の管理者が設定し及び管理する制限区域の周囲を国の職員が保安巡視をしている場合に限る。(143) 10 国際埠頭施設の保安巡視を行わなくなった場合は、すみやかに基準緩和の認定の取消しを申請すること。(144) 11 緑色の点滅灯火の点灯は、道路通行許可において誘導車を配置することを条件として付された自動車を誘導している場合に限る。(168) 12 誘導車として使用しなくなった場合には、すみやかに基準緩和

	の認定の取消しを申請すること。 (169) 13 誘導中は他の車両をけん引している状態でないこと。 (170)
その他の項目	緩和の内容により適宜
上記の項目について 基準緩和の度合いが 大きい自動車	1 運行に当たっては、道路交通法及び道路法を厳守すること。 (092) 2 運行に当たっては、認定書（写）を携帯すること。 (093) 3 運行に当たっては、貨物自動車運送事業法を厳守すること。 (145) 4 物自動車運送事業用自動車として登録されるものに限る。 (146) 5 けん引自動車の車両総重量は 50 トン未満であること。 (147) 6 積載物品が運搬中に荷崩れ等により自動車から落下すること を防止するための必要な措置を講じること。 (159)

【備考】

- (1) 「数字番号」とは、「自動車登録ファイルの登録事項及び検査記録事項、軽自動車検査ファイルの検査記録事項並びに二輪自動車検査ファイルの検査記録事項に係る略号に関する告示」(平成 16 年国土交通省告示第 1600 号) 第 1 条第 8 号及び第 9 号に規定する数字番号であり、参考として付記する（以下、別表第 4 において同じ。）
- (2) 幅 (002) 中の 4 の制限については、車幅灯及び尾灯が保安基準に適合するよう取り付けられている場合にあっては、付さないこととする。